

瀬戸市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第12号

瀬戸市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

瀬戸市固定資産評価審査委員会条例（昭和60年瀬戸市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(審査の申出) 第6条 <省略> 2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) <省略> (2) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所 (3)から(5)まで <省略> 3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、 <u>行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項</u> に規定する書面を添付しなければならない。 4及び5 <省略> 6 <u>審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代</u>	(審査の申出) 第6条 <省略> 2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) <省略> (2) 審査申出人の氏名又は名称及び住所 (3)から(5)まで <省略> 3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、 <u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項</u> に規定する書面を添付しなければならない。 4及び5 <省略>

<p>又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</p>	
<p>(書面審理)</p>	<p>(書面審理)</p>
<p>第8条 <省略></p>	<p>第8条 <省略></p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p>	
<p>3 委員会は、弁明書の提出があった場合には、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。</p>	<p>2 委員会は、弁明書の提出があった場合には、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。</p>
<p>4 <省略></p>	<p>3 <省略></p>
<p>5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。</p>	
<p>(審査の申出の取下げ)</p>	<p>(審査の申出の取下げ)</p>
<p>第13条 法第433条第11項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第27条第1項の規定による審査の申出の取下げは、審査申出取下書を委員会に提出してしなければならない。</p>	<p>第13条 法第433条第11項において準用する行政不服審査法第39条第1項の規定による審査の申出の取下げは、審査申出取下書を委員会に提出してしなければならない。</p>
<p>2 審査申出取下書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p>	<p>2 審査申出取下書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p>
<p>(1) <省略></p>	<p>(1) <省略></p>
<p>(2) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所</p>	<p>(2) 審査申出人の氏名又は名称及び住所</p>
<p>(3)及び(4) <省略></p>	<p>(3)及び(4) <省略></p>
<p>3 <省略></p>	<p>3 <省略></p>
<p>(決定書の作成等)</p>	<p>(決定書の作成等)</p>

<p>第14条 委員会は、審査の決定をする場合においては、<u>次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>主文</u></p> <p>(2) <u>事案の概要</u></p> <p>(3) <u>審査申出人及び市長の主張の要旨</u></p> <p>(4) <u>理由</u></p>	<p>第14条 委員会は、審査の決定をする場合においては、<u>決定書を作成しなければならない。</u></p> <p>2 <u>決定書には、次に掲げる事項を記載し、審査を行った委員が署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>審査申出人の住所及び氏名</u></p> <p>(2) <u>審査事項</u></p> <p>(3) <u>決定事項</u></p> <p>(4) <u>決定の理由</u></p> <p>(5) <u>その他必要な事項</u></p>
<p>2 <u>法第433条第12項の通知は、審査申出人に対しては前項の決定書の正本をもって、市長に対してはその副本をもって、これをしなければならない。</u></p> <p>(資料の保存及び閲覧)</p>	<p>3 <u>委員会は、決定書に基づき、審査決定通知書正副2通を作成し、審査申出人に対してはその正本を、市長に対してはその副本を、それぞれ送付しなければならない。</u></p> <p>(資料の保存及び閲覧)</p>
<p>第15条 委員会は、<u>法第433条第9項に規定する審査の議事及び決定に関する記録を5年間保存し、関係者の申請に基づき閲覧に供するものとする。</u></p>	<p>第15条 委員会は、<u>資料並びに審査の議事及び決定に関する記録を5年間保存し、関係者の申請に基づき閲覧に供するものとする。</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の瀬戸市固定資産評価審査委員会条例の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成2

7年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。